

久留米市の等級及び職制上の段階ごとの職員数の状況の公表

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 58 条の 3 の規定に基づき、久留米市の等級及び職制上の段階ごとの職員数の状況を次のとおり公表します。なお、表内の割合（％）については、区分ごとに小数点第 2 位を四捨五入しているため、合計において一致しない場合があります。

等級及び職制上の段階ごとの職員数（平成 31 年 4 月 1 日現在）

（1）行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階					
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階			
1 級	主事の職務	160	9.6	主事	160	846	50.6	一般職級			
				計	160						
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務	145	8.7	主事	145						
				計	145						
3 級	主任主事の職務	426	25.5	主任主事	426						
				計	426						
4 級	1 主査の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が別に定める職の職務 2 困難な業務を行う主任主事の職務	490	29.3	主任主事	115				375	22.4	主査級
				主査	121						
				総務主査	4						
				事務主査	146						
				技術主査	75						
				指導主事	16						
				社会教育指導主事	2						
				社会教育主事	1						
				指導育成主査	1						
				主任	9						
計	490										
5 級	1 課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が別に定める職の職務 2 困難な業務を行う主査の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が別に定める職の職務	220	13.2	課長補佐	196	220	13.2	課長補佐級			
				補佐	8						
				総務補佐	3						
				園長	9						
				指導主任	3						
				教育センター副所長	1						
				計	220						
6 級	課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が別に定める職の職務	166	9.9	課長	91	166	9.9	課長級			
				主幹	51						
				政策調整官	4						
				会計室長	1						
				東京事務所次長	1						
				所長	12						
				館長	2						
				場長	2						
				事務長	2						
				計	166						

7 級	1 次長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が別に定める職の職務 2 困難な業務を行う課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が別に定める職の職務	39	2.3	参与	2	39	2.3	次長級
				次長	22			
				事務局長	3			
				総合政策課長	1			
				財政課長	1			
				東京事務所長	1			
				人事厚生課長	1			
				行財政改革推進課長	1			
				人材育成課長	1			
				検査企画監	1			
				秘書室長	1			
生活支援第1課長	1							
都市計画課長	1							
建築指導課長	1							
教育センター所長	1							
計				39				
8 級	部長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が別に定める職の職務	27	1.6	部長	21	27	1.6	部長級
				理事	2			
				総合支所長	2			
				会計管理者	1			
				議会事務局長	1			
計				27				
合計		1,673	100					

(2) 医療職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		段階
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	
1 級	1 主任主事の職務	0	0					
	2 主事の職務			計				
2 級	1 課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が別に定める職の職務	0	0					
	2 主査の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が別に定める職の職務							
	3 困難な業務を行う主任主事の職務			計				
3 級	1 次長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が別に定める職の職務	1	50	保健監	1	1	50	次長級
	2 課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が別に定める職の職務			計	1			
4 級	保健所長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が別に定める職の職務	1	50	保健所長	1	1	50	部長級
	計			1				
合計		2	100					

(3) 技能労務職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事の職務	0	0			5	100	一般職級
				計				
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務	0	0					
				計				
3級	主任主事の職務	0	0					
				計				
4級	1 主査の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度とこれと同程度のものとして市長が別に定める職の職務	5	100	主任主事	5			
	2 困難な業務を行う主任主事の職務				計	5		
合計		5	100					

(4) 企業職給料表 (一)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事の職務	13	10.3	主事	13	70	55.6	一般職級
				計	13			
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務	9	7.1	主事	9			
				計	9			
3級	主任主事の職務	37	29.4	主任主事	37			
				計	37			
4級	主査の職務（同相当職を含む。）の職務 相当困難な業務を所掌する主任主事の職務	39	31.0	主任主事	11	28	22.2	主査級
				主査	5			
				総務主査	1			
				事務主査	3			
				技術主査	19			
計	39							
5級	課長補佐の職務 副主幹の職務	14	11.1	課長補佐	13	14	11.1	課長補佐級
				補佐	1			
				計	14			
6級	課長（同相当職を含む。）の職務	11	8.7	課長	6	11	8.7	課長級
				主幹	3			
				所長	2			
				計	11			
7級	次長、担当次長又はこれらに相当する職の職務	2	1.6	次長	2	2	1.6	次長級
				計	2			
8級	部長、担当部長又はこれらに相当する職の職務	1	0.8	部長	1	1	0.8	部長級
				計	1			
合計		126	100					

(5) 特定任期付職員給料表

号給	号給の基準となるべき 標準な場合	合計		内訳		職制上の段階			
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階	
1号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合	0	0						
				計					
2号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合	0	0						
				計					
3号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合	0	0						
				計					
4号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合	2	100	主幹	1	1	50	課長級	
				技監	1				
				計	2	1	50	部長級	
5号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合	0	0						
				計					
6号給	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合	0	0						
				計					
7号給	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合	0	0						
				計					
合計		2	100						

(6) 教育職給料表(二)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の講師(任用の期限を附さないものを除く。)、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職務	1	1.3	養護教諭	1	1	1.3	教諭相当
				計	1			
2級	1 高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教諭、養護教諭、栄養教諭、講師(任用の期限を附さないものに限る。)、主任実習助手又は主任寄宿舎指導員の職務 2 指導主事(乙)又は社会教育主事(乙)の職務	68	88.3	教諭	67	68	88.3	教諭相当
				養護教諭	1			
				計	68			

特 2 級	1 高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の主幹教諭又は指導教諭の職務	4	5.2	主幹教諭	4	4	5.2	主幹教諭相当
	2 困難な業務を処理する指導主事（乙）又は社会教育主事（乙）の職務			計	4			
3 級	1 高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の副校長又は教頭の職務	2	2.6	教頭	2	2	2.6	教頭相当
	2 指導主事（甲）又は社会教育主事（甲）の職務			計	2			
4 級	1 高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の校長の職務	2	2.6	校長	2	2	2.6	校長相当
	2 困難な業務を処理する指導主事（甲）又は社会教育主事（甲）の職務			計	2			
	3 主幹指導主事又は主幹社会教育主事の職務							
合計		77	100					